

# 中給・系制システム保守業務 委託概要書

## [定期点検]

四国電力送配電株式会社

# 目 次

## 第1章 一般事項

1. 目的	1
2. 適用範囲	1
3. 業務管理	1
4. 安全管理	1
5. 法令等の遵守	1
6. 検収	1
7. 提出書類	1
8. 中給または系制内作業時の留意事項	1
9. 情報の取扱い	2
10. 情報漏えい時等の対応	3
11. 秘密の保持	3
12. セキュリティ管理	3
13. 端末・機密情報の取扱いに関する監査	3

## 第2章 業務内容

1. 定期点検	4
2. 別紙	4

## 第1章 一般事項

### 1. 目的

本仕様書は、「中給・系制システム保守業務 [定期点検] (以下、「本業務」という。)」の委託にあたり、受託者が本業務を確実に実施するために、その業務内容を定めることを目的とする。

### 2. 適用範囲

本仕様書の適用範囲は、当社の中央給電指令所 (以下、「中給」という。) および系統制御所 (以下、「系制」という。) システムの定期点検とする。

本仕様書に記載のない事項、その他疑義が生じた事項については、当社と別途協議のうえ、実施するものとする。

### 3. 業務管理

受託者は、基本契約締結後すみやかに、業務実施責任者 (代理人を含む。以下、同じ。) の選任届、従事者の氏名、経験年数、法的資格および高齢者の区分 (60 歳以上と 65 歳以上の区分) を明記した委託作業の作業員名簿、体制表を含む委託作業計画書を作成し、当社へ提出しなければならない。

記載事項に変更があった場合も同様とする。

### 4. 安全管理

受託者は、労働安全衛生法、同施行令、労働安全衛生規則等の関連法規を遵守し、自らの責任において、無事故・無災害で業務を実施するよう細心の注意を払わなければならない。

また、当社の施設内で行う作業においては、業務実施責任者を配置し、事故、災害を未然に防止するための諸施策を受託者の責任において誠実かつ確実に行わなければならない。

### 5. 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、法令、国内規格・基準ならびに当社の定める社内規程等を遵守しなければならない。但し、安全管理や施工方法は当社の社内規程等によらず受託者自らが決定すること。

### 6. 検収

受託者が、個別契約に基づき実施した業務に関し、作成・提出する業務完了報告書を、当社が承認することで、当社が依頼した業務の検収とする。

業務が本仕様書どおりに実施されていない場合、受託者は、当社の指定する期日までに、受託者の負担で本仕様書どおりに業務を履行し、改めて当社の検査および承認を受けなければならない。

### 7. 提出書類

受託者は、当社が指定する書類を、指定した期日までに遅滞なく提出しなければならない。

また、当社が理由を示して訂正を指示した場合は、適宜訂正を行い、訂正した書類を提出すること。

### 8. 中給または系制内作業時の留意事項

受託者が中給または系制内で作業を実施する場合には、中給または系制の運転業務に支障を与えないよう、常に配慮しなければならない。

万一、作業中に事故等の異常が発生した場合には、受託者はただちに作業を中断する

とともに、すみやかに当社へ連絡しなければならない。

また、中給または系制内作業時には、以下の項目についても留意すること。

- ・ 当社の施設内への入退所および車両の駐車は、当社の指示に従うこと。
- ・ 中給・系制への入退室、および、システム利用の開始・終了時の申請等を適切に行い、当社が入退所管理とシステム利用管理を確実に実行できるようにすること。
- ・ 計算機室内へは、携帯電話等の通信機器の持ち込み禁止、および、当社が許可しない限りデジタルカメラ等を持ち込まないこと。
- ・ 外部記憶媒体（USBメモリ等）やメンテナンス用PCを持ち込む場合は、必ず当社へ事前に申告し、承認を得ること
- ・ 外部記憶媒体を使用する場合は、最新のウイルス定義ファイルにてウイルスチェックを実施し、結果が良好であることを確認すること
- ・ 自動消火設備を設置している計算機室等での作業時には、原則として消火設備起動SWの切替（自動から手動）を当社に依頼し、切替の確認後に計算機室へ入室すること。また、作業終了後には、消火設備起動SWの切替（手動から自動）を当社に依頼すること。
- ・ 当社が許可した作業以外の行為は行わないこと。
- ・ 中給・系制内での喫煙および飲食は、当社が指定した場所で行い、それ以外の場所では行わないこと。
- ・ その他、不明な事項は当社に確認を行い、当社の指示に従うこと。

## 9. 情報の取扱い

受託者は、中給・系制システム内の情報（プログラム、設定情報等）や重要なデータなどを持ち出す際には、その目的と必要性を当社に説明し、承認を得ること。

該当する情報を授受する場合は、電子メールは利用せずに書類もしくは外部記憶媒体によることとし、電子データを受領した場合は、パスワード設定等により情報漏えい防止を図ること。

受託者は、個別契約の履行のために当社から受領または持ち出した情報については、

- ・ 知り得た情報の目的外使用および作業員以外への口外を禁止する
- ・ 使用した認証方法（パスワード等）の口外を禁止する
- ・ 外部記憶媒体（USBメモリ等）使用時の基本ルールを遵守する
- ・ リモートメンテナンス環境使用時の基本ルールを遵守する
- ・ 本業務完了後、業務遂行のために提供した情報、および情報受け渡しに使用した外部記憶媒体を返却し、返却が困難な電子データ等については、その情報を適切に削除する
- ・ 機器や情報の廃棄ルールを遵守する
- ・ 電子データについては、社給パソコンでの使用に限定し、個人所有パソコンでは絶対に使用しない
- ・ 紙面データについては、机上への放置等により業務の従事者以外への目に触れることがないように管理を徹底する
- ・ 電子データおよび紙面データを現地作業等で持ち出す場合には、車中への放置等による盗難・紛失等が発生しないよう、車を離れる場合にはドアロックを必ず行う

等の方法により、厳重に管理を行い、関係者以外への漏えいを防止しなければならない。

再委託先に対しても、自らが負う義務と同等の義務を課し、ならびに再委託先等の第三者の行為については、当社に対し一切の責任を負うこと。

特に、特定規模電気事業者および当社のお客さまに関する情報については、格段の配慮を行い、業務の従事者以外が閲覧できないよう管理を行うとともに、情報を取り扱う従事者に対して、この内容を周知徹底すること。

また、返却が困難として削除した電子データ等がある場合には、確実に削除が行われた旨を、業務完了報告書等の書面で報告すること。

ただし、打合せ議事録、技術連絡書、進捗状況関連資料などの定型的な書類についてはこの限りではない。

## 10. 情報漏えい時等の対応

受託者において、受託者が個別契約により知り得た当社の秘密情報の漏えい等の事故が生じた場合、受託者は、ただちに当社に対してその内容を報告するとともに、当社の指示に従い適切な措置を講じなければならない。

### 11. 秘密の保持

本仕様書に記載した情報は、中給・系制システムに関わる重要な情報を含むため、受託者は本業務を通じて知り得た情報を適正に管理し、保持すること。

上記は、本業務完了後も有効であるものとし、情報を取り扱う従業員に対して周知徹底するものとする。

### 12. セキュリティ管理

受託者は、電力の安定供給、電気工作物の保安を確保するため、以下の方法により、セキュリティ管理を適切に行うこと。

- ・ セキュリティに関する社内ルール・体制を定めるとともに、本業務にかかわる要員に対してセキュリティ教育を実施すること。
- ・ 再委託先におけるセキュリティ管理の実施状況について、適宜、確認し当社へ報告すること。
- ・ 本業務における、サプライチェーン・リスクの要因が排除されていることを再委託先を含めて確認すること。
- ・ 当社から、本仕様書に定める遵守事項の実施状況について、書面による報告を求められた場合、または、当社が受託者の調査を行う場合は適切に対応すること。
- ・ 上記の結果、問題があった場合は速やかに是正すること。
- ・ セキュリティパッチの適用が必要と考えられる場合は、当社へ積極的に提案すること。

### 13. 端末・機密情報の取扱いに関する監査

当社は、事前に通知することなく、受託者において機密情報等が適正に取り扱われているかを確認するため、監査を行うことができるものとする。

当社が受託者に対して、機密情報等の取り扱いについて報告を求めた場合、受託者は速やかに当社に報告しなければならない。

## 第2章 業務内容

### 1. 定期点検

#### (1) 委託期間

委託期間は、当社ホームページ記載のとおり。

#### (2) 実施依頼

当社が指定する様式により実施場所，期間および業務区分を指定して依頼し，受託者が承諾することによって実施依頼とする。ただし，当社は依頼後1週間以内に受託者より異議の申し出がないときには，受託者が承諾したものとみなす。

#### (3) 実施内容

受託者は，当社からの実施依頼により，当社の定める業務委託フローに従い，以下の業務を実施する。

- ・定期点検内容については，別紙「定期点検業務一覧表」による。
- ・計算機停止予定を含めた現地工程調整を行い，定期点検スケジュールを作成する。
- ・当社が定める社内規定にもとづき，点検作業を実施する。
- ・定期点検結果を取りまとめるとともに良否判定を行い，指定の期日までに当社に提出する。

#### (4) 実施報告

受託者は，当社が依頼した業務の完了後すみやかに，業務完了報告書を作成して当社に提出する。

### 2. 別紙

別紙： 定期点検業務一覧表

以 上

定期点検業務一覧表(1/2)

装置種別	点検対象装置(中給システム)	計算機システム	計算機用分電盤等
		普通点検(1回/年)	普通点検(1回/6年)
監視制御サーバ相当	監視制御サーバ、訓練サーバ データ管理サーバ1, データ管理サーバ2	・サーバの起動確認	
系統監視盤制御サーバ相当	系統監視盤制御サーバ、訓練用系統監視盤制御サーバ データ管理サーバ(制御系)、システム管理サーバ 設備停止計画管理サーバ、設備停止計画公開サーバ 需給計画サーバ、メンテナンスサーバ(制御系) 情報系管理サーバ、自由化業務支援サーバ 社内連係サーバ、情報提供サーバ メンテナンスサーバ(情報系)、情報系共有ディスク 気象情報連係サーバ、EUC用ファイルサーバ EUC用ファイルサーバ(バックアップ) 他社連係サーバ、メッセージ変換サーバ、CB情報連係サーバ 連係用計算機、メンテナンス管理サーバ 他社連係サーバ(バックアップ)、社内連係サーバ(バックアップ) 高性能ノートPC 系間結合サーバ(情報系・公関係) 【再エネ関係】 管理サーバ、WEBサーバ、メンテナンスサーバ、 システム管理サーバ、DBサーバ 【事故情報関係】 事故情報システムサーバ	・サーバの起動確認	
指令卓相当	当直長卓(制御系)、需給卓(制御系)、輸送卓(制御系) 応援卓(制御系)、日動用端末(制御系) 訓練用当直長卓(制御系・情報系)、訓練用需給卓(制御系・情報系) 訓練用輸送卓(制御系・情報系)、トレーナ卓(制御系・情報系) メンテナンス卓(制御系・情報系)、画面伝送卓(制御系・情報系)	・サーバの起動確認	
端末相当	当直長卓(情報系)、需給卓(情報系)、輸送卓(情報系) 応援卓(情報系)、日動用端末(情報系) 大橋ダム管理支援装置端末、中給入所カメラ連係PC マイコス端末	・サーバの起動確認 ・冷却ファン動作確認・清掃 ・フィルタ清掃(情報系のみ)	
サーバ筐体	制御系(A・B・共通)、計画系(A・B) メッセージ変換/ CB情報連係、メンテナンス管理	・電源切替装置の機能確認(押ボタン等にて2系統電源切替が可能ものに限る) <電源切替後の確認> a.概況(異音、異臭) b.ランプ点灯状態 ※瞬時電源低下保護装置は対象外	
計算機用分電盤相当	時差計・周波数計装置 中継端子盤(1)(ECS用)、中継端子盤(2)		a. 構造点検 b. 各部の清掃点検 c. 電源電圧測定 d. リップル測定 e. その他必要と思われる事項
システムI/O装置	システムI/O装置		a. 構造点検 b. 異音・異臭・発熱の有無 c. 各部の清掃点検 d. 電源電圧測定 e. リップル測定 f. その他必要と思われる事項

別紙

定期点検業務一覧表(2/2)

装置種別	点検対象装置(系制システム)	計算機システム	計算機用分電盤等
		普通点検(1回/2年)	普通点検(1回/6年)
監視制御サーバ相当	監視制御サーバ 訓練サーバ(徳島・高知・愛媛・香川系制) 水系サーバ、水系訓練サーバ(徳島・高知系制) 中給バックアップサーバ(香川系制のみ)	サーバの起動確認 <再起動後の確認> a.概況(異音、異臭) b.ランプ点灯状態 c.システムメッセージ履歴	
系統監視盤制御サーバ相当	系統監視盤制御サーバ、訓練用系統監視盤制御サーバ GW通信制御装置 ネットワーク管理サーバ(徳島・高知・愛媛・香川系制) 記録情報管理サーバ(徳島系制のみ) 記録統計・情報提供管理サーバ(高知・愛媛・香川系制) 公営運係PC(徳島・高知・愛媛系制) 事務機運係PC(徳島・高知・愛媛・香川系制) 公開サーバ(徳島・高知・愛媛・香川系制) 気象情報PC(徳島・高知・愛媛・香川系制) 設備停止計画サーバ(徳島・高知・愛媛・香川系制) メンテナンスサーバ 佐川GW(高知系制, 佐川)	サーバの起動確認 <再起動後の確認> a.概況(異音、異臭) b.ランプ点灯状態 c.システムメッセージ履歴	
指令卓相当	運用卓、訓練卓 制御卓相当メンテナンス卓 ITV情報運係サーバ 訓練卓HMIサーバ(徳島系制)	サーバの起動確認 <再起動後の確認> a.概況(異音、異臭) b.ランプ点灯状態 c.システムメッセージ履歴	
サーバ筐体	A、B、S筐体 中給バックアップサーバ用関連装置(香川系制のみ)	電源切替装置の機能確認(押ボタン等にて2系統電源切替が可能ものに限る) <電源切替後の確認> a.概況(異音、異臭) b.ランプ点灯状態 ※瞬時電源低下保護装置は対象外	
系統監視盤	系統監視盤、訓練用系統監視盤	電源切替装置の機能確認(押ボタン等にて2系統電源切替が可能ものに限る) <電源切替後の確認> a.概況(異音、異臭) b.ランプ点灯状態	
計算機用分電盤相当	分電盤、電源切替盤		a.各部の清掃点検 b.開閉器の位置、ランプ表示、計器の指示確認 c.電源回路の確認 d.締め付け確認 e.その他必要と思われる事項
計算機用変圧器盤相当	変圧器盤、佐川分電盤(変圧器内蔵) ※変圧器盤にCTT/PTTがないため、計器校正試験は無負荷時(停電時)のゼロ位置調整のみを実施		a.各部の清掃点検 b.開閉器の位置、ランプ表示、計器の指示確認 c.締め付け確認 d.主回路の確認 e.内蔵機器の点検(配電盤、開閉器、計器) f.変圧器の点検 g.計器校正試験 h.その他必要と思われる事項
システムI/O装置	システムI/O装置		a.構造点検 b.異音・異臭・発熱の有無 c.各部の清掃点検 d.電源電圧測定 e.リップル測定 f.その他必要と思われる事項
所内電力量計盤	高知系制 所内電力量計盤		a.各部の清掃点検 b.開閉器の位置、ランプ表示、計器の指示確認 c.電源回路の確認 d.締め付け確認 e.積算計器校正試験 f.ハルス合成器、ハルス変換器との組合せ校正試験 g.その他必要と思われる事項